

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の分類

本市設計書は、原則、工事価格（税抜き的设计金額）を算出する場合、

$$\text{工事価格} = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費}$$

の式を用いています。

工事によっては（特に設備系の工事）、この4項目以外の記載がある場合があります。そのような例外項目が、どの費用として分類されるかの目安の一覧を示します。参考にしてください。

工種 分類	土 木 工 事	建 築 工 事	設 備 工 事
直接工事費 に分類されるもの	・直接工事費 ・業務委託料等(*1)	・直接工事費	・直接工事費 ・機器費 ・製作原価 ・処分費 ・その他の経費(*2)
共通仮設費 に分類されるもの	・共通仮設費 ・間接労務費(*3)	・共通仮設費	・共通仮設費 ・(ガス工事における)諸経費
現場管理費 に分類されるもの	・現場管理費 ・業務委託料等(*1) ・工場管理費(*4)	・現場管理費	・現場管理費 ・据付間接費 ・技術者間接費 ・設計技術費
一般管理費 に分類されるもの	・一般管理費	・一般管理費	・一般管理費

(*1)「業務委託料等」について

本市設計書のなかで、「業務委託料等」という費目がでてくる場合がありますが、「業務委託料」については、直接工事費に分類される場合と、現場管理費に分類される場合がありますので、必ず内訳書の細目まで確認してください。

- ・直接工事費に分類されるもの・・・水道局納付金や検査手数料等
- ・現場管理費に分類されるもの・・・簡易コリンズの登録料

(*2)「その他の経費」について

資源循環局発注の設備工事の設計書に、この費目が記載される場合があります。

(*3)(*4)「間接労務費」「工場管理費」について

鋼橋製作工の場合に適用となります。

(注)「契約保証料」という費目が工事によっては別途計上されている場合がありますが、それは「一般管理費」に分類されます。